



令和2年11月2日 第7号
児童数791名 TEL048-991-2238

学校教育目標
・よく遊ぶ子・よく学ぶ子・助け合う子

学びの秋～主体的な学び～

校長 加納 敏幸

本校では、学力向上に向け算数科を中心に研修に取り組んでいます。過日、10月26日に、これまでご指導いただいている埼玉大学教育学部教授二宮裕之先生を指導者に迎え、校内授業研究会を行いました。

授業研究会とは、決められた授業者が授業についての指導案を作成し、提案授業を行います。授業者以外の教員は、その授業を参観します。参観後は、その授業のよさや課題について話し合い、互いに学び合ったりしながら、授業改善の方策を検討したりする場です。今回の授業学級は、1年2組後藤教諭と6年1組濱教諭でした。1年生は、たしざん、6年生は円の面積（複合図形）を学習しました。

松伏小では、『主体的・対話的で深い学び』につながる主体的な学びの授業づくりの実現を目指し、今年度は、教師が問題を与えるのではなく、児童が問題をつくることのできるような教師の「問い」に視点をあて取り組んでいます。それは、教師が児童に問題を与えた時点で、その学習は児童の主体的な学びにつながらないという考えからです。

これまで教師は、「3+9のたしざんをしましょう」や「今日は、この図形の面積を求めましょう」から授業が始まります。しかし、今回1年生では、「オムライスを作るために1組の先生から卵を3個もらいました」「3組の先生からも卵を9個もらいました」と子供達に投げかけ、卵の数を求めようとする思考につなげます。3+9のたしざんでは、後ろの数“9”を7と2に分け、7と3で10のまとまりをつくる。10と残った2で答えは12と計算します。子供達は前時まで、3+9の後ろにある数“9”を分けることを学んでいました。今回の授業のねらいは、10のまとまりをつくるためには、後ろの数“9”だけでなく、前にある数“3”も分けることができることに気づかせることです。子供達は、答えの12はすぐにわかりました。しかし、律儀に後ろの数“9”を7と2に分ける子供が多く見られます。そこで後藤教諭が、「3も分けられますよ」と言ってしまったら、児童の思考を誘導し過ぎて主体的な学びにはつながりません。

6年生も、教師が教え過ぎることをしないで、「子供達がどうすればこの面積を求めることができるのか」の視点に立って授業を進めます。濱教諭は、言葉を選び子供達に投げかけていました。さらに、算数科における対話にも取り組みます。「対話的な学びのめあては、子供達がみんなで相談しながら考えること」と、二宮先生からは指導をいただきました。

主体的な学びの実現は簡単ではありません。もちろん、児童の実態があり、何でも子供任せにするのではなく、教師が教える場面がなくなることはありません。主体的な学びとは、より子供を大切にする学びと言えるかもしれません。AI等の進化とともに目まぐるしく変化するこれからの社会を逞しく生き抜く子供達には、知識ベースだけの学習に加え、自分で考え判断する力が必要です。それらの力につながるのが主体的な学びです。特に算数では、子供達が45分間の授業中に、自分の力で頭をフル回転して考え続ける活動が大切です。そんな授業づくりに向け、今後も私達は研修に取り組んでまいります。各ご家庭でも、学年やお子様に見合った現状をふまえ、解決の道筋などを与え過ぎず、子供に考えさせる場面を大切にしていきたいと思っております。

早いものでもう11月。withコロナが加わった新しい学校生活が続きます。秋が深まり勉強に運動にじっくり取り組むにはよい季節となります。本校では、校内持久走大会、個別面談等、少しずつではありますが、保護者・地域の皆さまが学校にご来校いただけるよう教育活動の見直しを進めています。子供達の実態に目を配りながら、さらに成長できるよう全職員で教育活動を推進してまいります。

11月の生活目標

はじめのある生活をしよう

□ 毎月一日は、「SNS 振り返りの日」としてメールを配信いたします。“松伏小 SNS 6箇条”とともに、ぜひ、お子さんとの話題にしてください。



1年生



2年生



【なかよしまつり】

1年生と2年生がキャンベルタウン公園に遠足に行きました。みんな頑張って歩くことができました。10月14、15日には2年生が1年生をなかよしまつりに招いてくれました。1、2年生共に笑顔いっぱいでした。



3年生が手話サークル「ひまわり」の皆様をお招きして手話の体験をしました。手話という言葉、真剣な表情で学びました。

○更正保護女性会様より

球根をいただきました。○

松伏町更正保護女性会様より、チューリップの球根をたくさんいただきました。春に色とりどりのチューリップの花を咲かせられるよう、子供達と一緒に大切に育てていきます。

ありがとうございました。

お知らせ

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口等

- よい子の電話教育相談（埼玉県立総合教育センター）
（毎日24時間）
18歳以下の子供用（無料）#73(なやみ)00(ゼロゼロ)
又は 0120-86(ハロ)-3192(さいのくに)
保護者用 048-556(こころ)-0874(おはなし)
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
FAX相談 0120-81(ハイ)-3192(さいのくに)
- いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）
小・中・高校生の「いじめ」に関する通報
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan>
- 埼玉県警察少年サポートセンター
048-861-1152「ヤングテレホンコーナー」
048-865-4152「保護者等用」
- 子どもスマイルネット
（毎日/祝日・年末年始を除く 10時30分～18時）
048-822-7007

- 社会福祉法人 埼玉いのちの電話（毎日24時間）
048-645-4343
- 特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン
（毎日16時～21時）
18歳以下の子供専用（無料）0120-99-7777
- 埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）
心の健康や悩みに関する相談
（平日/土・日・祝日・年末年始を除く 9時～17時）
048-723-1447
- 子どもの人権110番（さいたま地方法務局）
（平日/祝日・年末年始を除く 8時30分～17時15分）
（無料）0120-007-110
- 子どもの人権 SOS-eメール
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

